

令和2年12月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用バッテリー（「ノートパソコン」としての公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うちガスこんろ（LPガス用）1件、<br>半密閉式（CF式）ガスふろがま（LPガス用）1件）                               | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちノートパソコン1件、蛍光灯1件）                                  | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちエアコン（室外機）1件、自転車用クランク1件、<br>電動車いす（ハンドル形）1件） | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし     |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

富士通株式会社（現 富士通クライアントコンピューティング株式会社）が販売したノートパソコン用バッテリー（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号 A202000639）

### ①事象について

富士通株式会社（現 富士通クライアントコンピューティング株式会社（法人番号：3020001114711））が販売したノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、バッテリーの製造上の不具合により、バッテリーセルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2015年（平成27年）8月27日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について無償製品交換を実施しています。

### ③対象製品：バッテリーの物品番号、製造番号の一部、製造期間、対象台数

物品番号	製造番号の一部（Z から Z まで）		製造期間	対象台数
	1桁～7桁	8桁～14桁		
CP556150-01	Z110802～Z111212	全て対象	2011年8月～ 2012年5月	67,215
CP556150-02	Z120102～Z120512	全て対象		

※同社が販売したノートパソコン（LIFEBOOK シリーズ）の一部の機種に同梱したバッテリー及びオプション・サービス用に販売したバッテリーのうち、2011年8月から2012年5月までに製造されたもの。

2015年（平成27年）8月27日からリコール（無償製品交換）を実施  
回収率：73.9%（2020年11月29日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

当対象製品におけるリコール対象の内容による2011年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2015年度	2	火災
2019年度	0	—	2014年度	1	火災
2018年度	0	—	2013年度	0	—
2017年度	1	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202000639）は含まない。

#### <対象製品の確認方法>

バッテリーに記載された、以下の「物品番号」及び「製造番号の一部」が対象となります。

物品番号	製造番号の一部
CP556150-01	Z110802~Z111212
CP556150-02	Z120102~Z120512

「物品番号」「製造番号の一部」は、以下のようなバーコードがプリントされたシールに記載されています。赤枠で示す該当部分を調べてください。

- ・「物品番号」 CP から始まる一連の英数字



P/N : CP556150-01 もしくは P/N : CP556150-02 が該当します。

- ・「製造番号の一部」ハイフン以降 Z から始まる英数字



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーをノートパソコンから取り外し、周辺に可燃物がない場所に保管するとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、保管中はバッテリーの充電をしないでください。

#### 【問合せ先】

富士通株式会社 FMV バッテリーパック交換ご相談窓口

電話番号 : 0120-924-632

受付時間 : 9時~17時 (事業者指定の休業日を除く。)

ウェブサイト : <https://pr.fujitsu.com/jp/news/2015/08/27-1.html>

[https://azby.fmworld.net/battery\\_exchange/2015/](https://azby.fmworld.net/battery_exchange/2015/)

※上記ウェブサイトから無償製品交換の申込みも可能です。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、田代

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000640	令和2年11月24日	令和2年12月3日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-E600CP-L	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202000641	令和2年11月8日	令和2年12月4日	半密閉式(CF式)ガスふろがま(LPガス用)	ML-SB101K	モリタ工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和2年11月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月30日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000639	令和2年11月25日	令和2年12月3日	ノートパソコン	FMVNP5NE	富士通株式会社(現富士通クライアントコンピューティング株式会社)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 事故の原因は、現在、調査中であるが、バッテリーの製造上の不具合により、バッテリーセルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられる。	大阪府	令和2年12月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成27年8月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:73.9%
A202000642	不明	令和2年12月4日	蛍光灯ランプ	スパールサム20W	イケア・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月24日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000638	令和2年11月19日	令和2年12月3日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000643	令和2年4月20日	令和2年12月4日	自転車用クランク	重傷1名	当該製品を装着した自転車で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月20日
A202000644	令和2年11月24日	令和2年12月4日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品を使用中、転倒し、用水路へ転落している状態で発見され、病院へ搬送後、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

蛍光灯 (管理番号: A202000642)

